

暫定ケアプランの取扱いフロー図

認定結果が出る前にサービスを利用する場合、必ず暫定ケアプランの作成が必要となります。

- ・新規申請の場合
- ・区分変更申請の場合
- ・更新申請で前認定有効期間中に認定結果が確定しない場合

※要支援の認定結果が想定される場合は、事前に地域包括支援センターへ連絡してください。

← はい
← いいえ

想定していた要介護度等と認定結果が 同じ 場合

暫定ケアプランを経て本ケアプランを作成する際、
暫定ケアプラン作成時から、ケアプランの内容に変更があるか。

変更内容は軽微か。

改めての一連の業務（※）は不要ですが、次のいずれかの取扱いを行ってください。

①暫定ケアプランの変更箇所を見え消しで変更し、第1表の余白等又は支援経過に軽微な変更として取り扱った理由等を記載する。

又は、

②本ケアプランを新たに作成し、第1表の余白等又は支援経過に軽微な変更として取り扱った理由等を記載する。

詳しくは「暫定ケアプランの取扱いについて」
【3（1）イ】及び【4】を確認すること。

速やかに一連の業務（※）を行ってください。

※一連の業務とは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）第13条第3号から第12号までに定める一連の業務です。

改めての一連の業務（※）は不要ですが、次のいずれかの取扱いを行ってください。

①暫定ケアプランの必要事項を見え消しで訂正又は追記するなどにより、暫定ケアプランがそのまま本ケアプランに移行したことが分かるようにする。

又は、

②本ケアプランを新たに作成する。

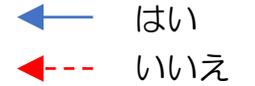
詳しくは「暫定ケアプランの取扱いについて」
【3（1）ア】及び【4】を確認すること。

暫定ケアプランの取扱いフロー図

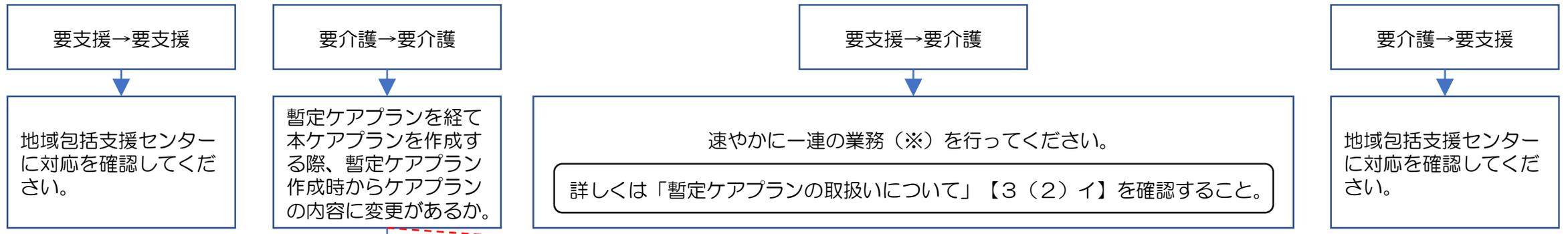
認定結果が出る前にサービスを利用する場合、必ず暫定ケアプランの作成が必要となります。

- ・新規申請の場合
- ・区分変更申請の場合
- ・更新申請で前認定有効期間中に認定結果が確定しない場合

※要支援の認定結果が想定される場合は、事前に地域包括支援センターへ連絡してください。



想定していた要介護度等と認定結果が **違う** 場合 ※再度アセスメントを行い、ケアプランの内容に変更があるかを確認し、支援経過に記載してください。



変更内容は軽微か。

改めての一連の業務(※)は不要ですが、次のいずれかの取扱いを行ってください。

①暫定ケアプランの変更箇所を見え消しで変更し、第1表の余白等又は支援経過に軽微な変更として取り扱った理由等を記載する。

又は、

②本ケアプランを新たに作成し、第1表の余白等又は支援経過に軽微な変更として取り扱った理由等を記載する。

詳しくは「暫定ケアプランの取扱いについて」【3(2)ア(イ)】及び【4】を確認すること。

速やかに一連の業務(※)を行ってください。

※一連の業務とは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)第13条第3号から第12号までに定める一連の業務です。

改めての一連の業務(※)は不要ですが、次のいずれかの取扱いを行ってください。

①暫定ケアプランの変更箇所を見え消しで変更し、第1表の余白等又は支援経過に軽微な変更として取り扱った理由等を記載する。

又は、

②本ケアプランを新たに作成し、第1表の余白等又は支援経過に軽微な変更として取り扱った理由等を記載する。

詳しくは「暫定ケアプランの取扱いについて」【3(2)ア(ア)】及び【4】を確認すること。